

変動金利定期預金

令和8年4月15日現在

項目	内容
商品名	変動金利定期預金
ご利用いただける方	(1) 単利型：法人、個人の方 反社会的勢力に該当しない方 (2) 複利型：個人の方 反社会的勢力に該当しない方
お預入金額	100円以上（1円単位）
お預入期間	(1) 単利型：定型方式 1年、2年、3年 満期日指定方式 1年超3年未満 ※定型方式の場合は、お預入時のお申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）のお取扱いができます。満期日にご指定の条件で自動的に継続されます。 (2) 複利型：3年 ※お預入時のお申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）のお取扱いができます。満期日にご指定の条件で自動的に継続されます。
お預入方法	一括してお預入れいただきます。 現金、他口座からの振替でのお預入れができます。
払戻方法	満期日以後にお利息とともにお支払いします。
お預入利率	変動金利
適用利率	お預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低額以上のお預入の場合は自由金利型定期預金）の6ヶ月の店頭表示の利率を基準金利とし、期間に応じた当金庫所定の金利を加算した利率を適用利率とします。 お預入後6ヶ月間はお預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6ヶ月毎に当金庫がお預入の際に提示する利率変更方法により適用利率を変更します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
お利息	満期日以後に一括してお支払いします。
お利息の計算方法 （付利単位1円）	(1) 単利型：1年を365日とする日割りで計算します。 (2) 複利型：1年を365日とする日割りかつ6ヶ月複利の方法で計算します。
中間利払い	【単利型】 中間利払日（お預入日から満期日の前日までの間に到来するお預入日の6ヶ月毎の応当日）および以後到来する各中間利払日以後に中間払利息としてご指定の方法でお支払いします。 なお、中間利払日に支払う利息は、お預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率〔利率を変更したときは変更後の利率〕×70%）により計算します。 中間払利息（中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いたお利息の残額は、満期日以降にこの預金とともにお支払いします。
満期日以降のお利息	満期日以降のお利息（自動継続扱いの継続を停止した場合は含みます）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金利率によって計算します。

変動金利定期預金

商品概要説明書

項目	内容																							
税金	お利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ただし、マル優を利用の場合は非課税となります。 ※法人のお客さまには、2016年1月1日以降、お支払するお利息から地方税5%の特別徴収は行われておりません。																							
金利情報	金利は当金庫ホームページに掲載いたします。（または窓口にお問い合わせください）																							
自動継続	自動継続扱いは次の2つからお選びいただけます。 （1）元利金継続型 満期日にお利息を元金に加えて継続します。 （2）利息受取型 満期日にお利息をご指定口座に入金し、元金だけ継続します。																							
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。最高200万円（ただし、お預入定期預金の90%以内）まで自動貸越がご利用できます。貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率となります。 マル優のお取扱いができます。マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠（最高350万円）まで非課税でご利用いただけます。 																							
中途解約時のお取扱い	<p>満期日前にご解約される場合は、下記のお預入期間に応じた期限前解約利率およびお預入日からご解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>【期限前中途解約利率】（小数点第4位以下切り捨て）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ご解約日までのお預入期間</th> <th colspan="2">お預入（ご契約）期間</th> </tr> <tr> <th>1年以上3年未満</th> <th>3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月未満</td> <td>約定利率×30%</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヵ月未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヵ月以上2年未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヵ月未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヵ月以上3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>	ご解約日までのお預入期間	お預入（ご契約）期間		1年以上3年未満	3年	6ヵ月未満	約定利率×30%	約定利率×30%	6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%
ご解約日までのお預入期間	お預入（ご契約）期間																							
	1年以上3年未満	3年																						
6ヵ月未満	約定利率×30%	約定利率×30%																						
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%																						
1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%																						
1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%																						
2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×70%																						
2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%																						
譲渡、質入れ	譲渡、質入れすることはできません。 ただし、当金庫がやむを得ないと認めて質入れを承認する場合は、「質権設定承諾事務取扱規程」に基づいてのお取扱いとなります。																							
手数料	再発行手数料 通帳・証書1件につき1,100円																							
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または銚子信用金庫お客さま相談窓口（9時～17時、電話：0120-600-181）にお申出ください。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記銚子信用金庫お客さま相談窓口または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、銚子信用金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>																							

変動金利定期預金

商品概要説明書

項 目	内 容
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は、「変動金利定期預金規定」および「自動継続変動金利定期預金規定」によりお取扱いいたします。 ・預金保険制度の付保対象預金です。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます。 ・預金保険法に定める保険事故が生じた場合は、相殺することができます。

変動金利定期預金